中央区移動支援登録事業所の皆様へ

令和７年度新規

中央区移動支援事業
処遇改善加算のご案内

中央区の移動支援事業に従事する職員の賃金向上を促進するため、処遇改善に係る加算を行います。

対象	①中央区に移動支援事業所として登録を行う事業所 ②処遇改善計画書及び処遇改善実績報告書の届出を行う事業所
要件	障害者総合支援法に基づく居宅介護における「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ（令和６年改正後）」に準拠
加算額	**毎月の移動支援基本報酬に40.2%加算** ＜算定方法＞※単位等は令和７年度現在 例 23区の事業所が30分の支援をした場合（身体介護あり・利用者負担額0円） 【基　本報　酬】256単位 【処遇改善加算】256単位×40.2%(加算率)＝102単位　※小数点以下は切り捨て 【支　払　額】(256単位＋102単位)×11.2(地域単価)＝4,009円 ※1円未満は切り捨て ※利用者負担額がある場合は支払額の１割（負担上限月額まで）
届出の流れ	① **中央区処遇改善計画書の提出**　**※毎年度、加算開始月の月末まで** 障害者総合支援法に基づく居宅介護の福祉･介護職員等処遇改善加算を算定している場合、都道府県に提出した「福祉･介護職員等処遇改善加算　処遇改善計画書」の写しも合わせて提出してください。 ② **中央区処遇改善実績報告書の提出**　**※毎年度、翌年５月末まで** 障害者総合支援法に基づく居宅介護の福祉･介護職員等処遇改善加算を算定している場合、都道府県に提出した「福祉･介護職員等処遇改善加算　処遇改善実績報告書」の写しも合わせて提出してください。 **＜注意＞** ※1 移動支援事業のサービス提供を行う場合は、あらかじめ区に事業所登録を行う必要があります。事業所登録していない事業所は必ず登録をしてください。登録の手続き等については、ホームページをご覧ください。 ※2 毎月の請求や支援内容、事業者の指定基準等に関することは、ホームページ掲載の「中央区障害者個別移動支援事業ガイドライン」をご覧ください。 ※3 処遇改善計画書及び処遇改善実績報告書の様式はホームページからダウンロードしてください。

↑登録について(HP)

↑ガイドライン(HP)

↑計画書等の様式(HP)

【問い合わせ】中央区障害者福祉課給付指導係　電話：３５４６－５６９７